

## 大木町村の給与・定員管理等について

1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 30年度の人件費率
				B	B/A	
令和元 年度	人 14,209	千円 5,809,999	千円 254,659	千円 905,424	% 15.6	% 14.3

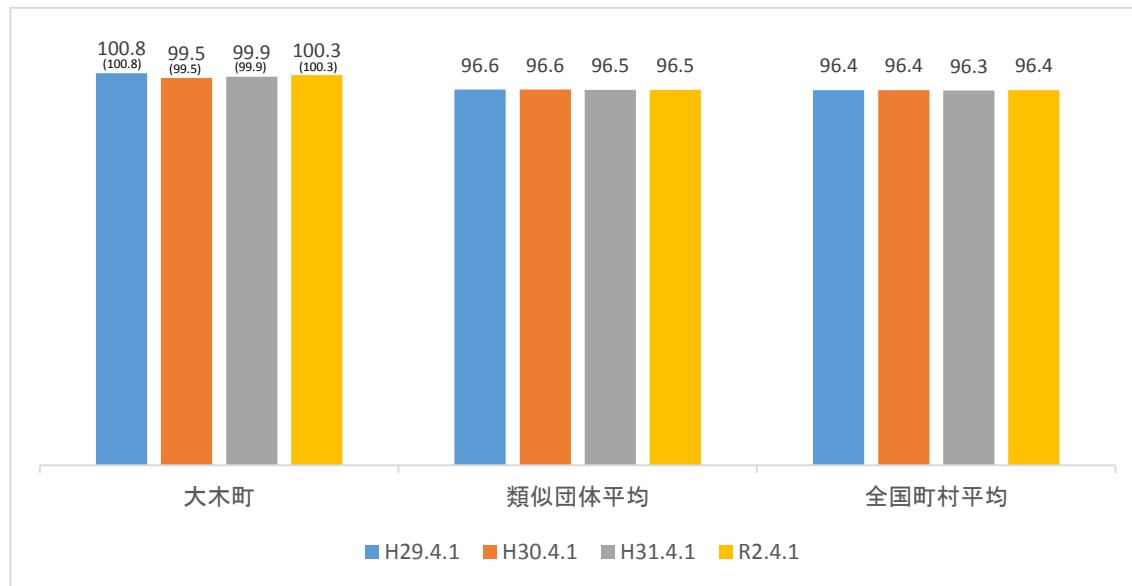
## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和元 年度	人 93	千円 362,743	千円 44,328	千円 149,152	千円 556,223

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,980	千円 5,634

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み  
本町職員の学歴構成によるものと見てています。今後も給与制度の見直し等を通して適正化に努めます。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）行政職給料表について、国の平成26年度の総合的見直し及び平成27年度の給与の増額改定を踏まえ、平均1.1%引下げました。また、激変緩和のため、当面のあいだ経過措置（現給保障）を実施します。

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国基準0%に対し、大木町においても0%で支給しておりません。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（2年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大木町	42.0歳	326,000円	369,108円	352,923円
福岡県	42.4歳	320,485円	416,620円	360,515円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	41.3歳	304,566円	349,405円	330,531円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額（国比較ベース）
大木町	49.9歳	6人	361,100円	380,583円	377,833円
うち 学校給食員	47.8歳	3人	356,100円	382,500円	379,100円
うちその他	52.2歳	3人	366,000円	378,733円	376,533円
福岡県	56.6歳	499人	325,346円	377,990円	353,751円
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円
類似団体	50.9歳	5人	291,621円	311,258円	300,824円

(注) 1 「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区分	大木町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,400円
	高校卒	154,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	154,900円	—円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（2年4月1日現在）

区分	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,500円	337,400円	367,900円
	高校卒	—円	—円	369,100円

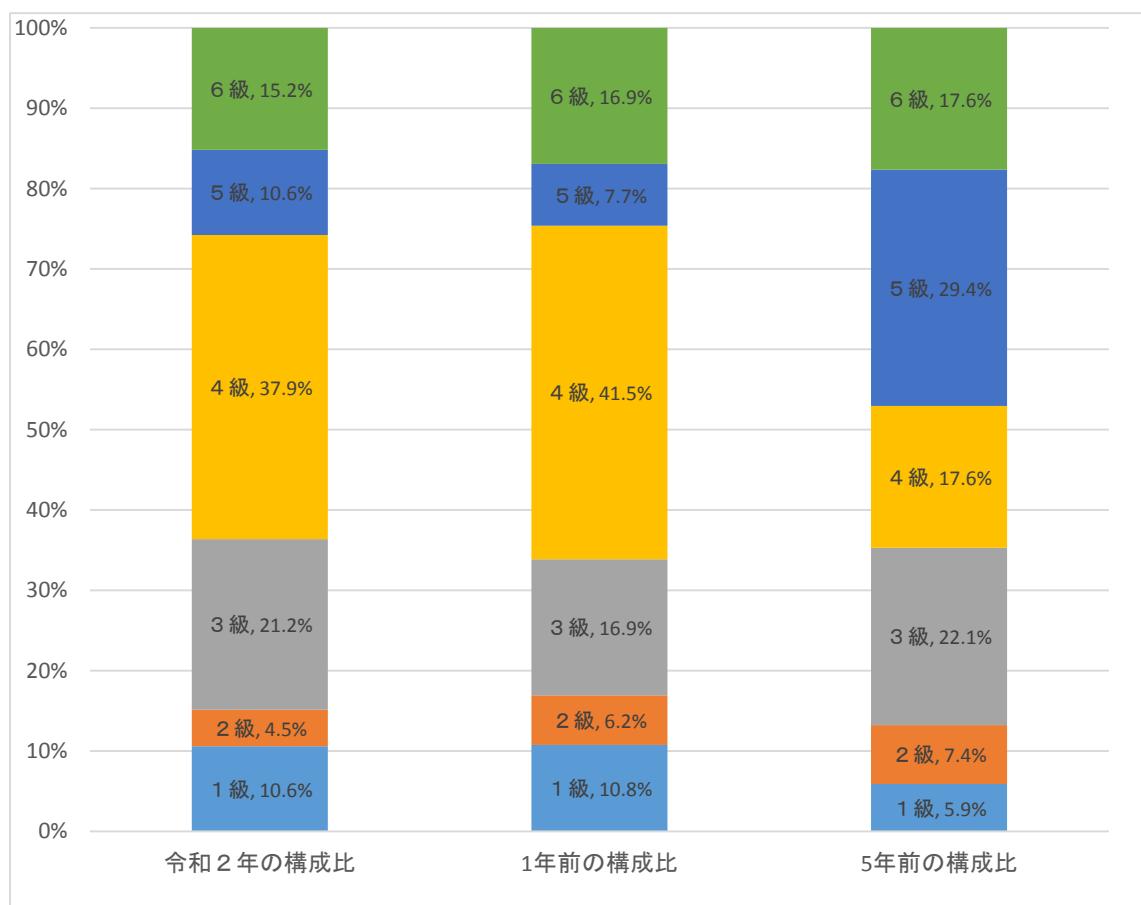
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

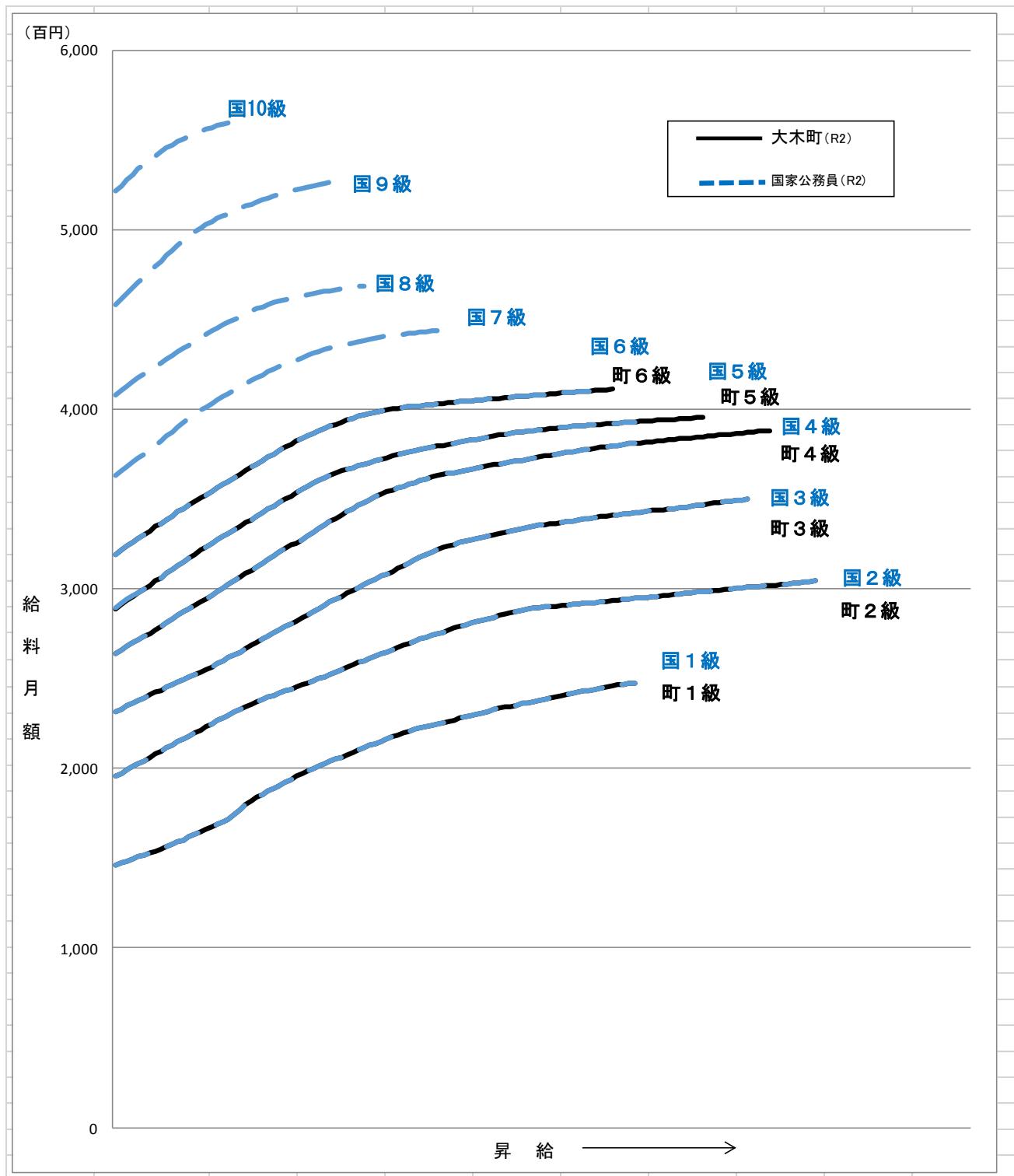
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	人 7	% 10.6	円 146,100	円 247,600
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事並びに技師の職務	人 3	% 4.5	円 195,500	円 304,200
3級	主任主事又は主任技師の職務	人 14	% 21.2	円 231,500	円 350,000
4級	係長、事務主査又は技術主査の職務	人 25	% 37.9	円 264,200	円 388,200
5級	副課長又は課長補佐の職務	人 7	% 10.6	円 288,900	円 395,400
6級	課長、局長、参事又は困難な業務を行う副課長の職務	人 10	% 15.2	円 319,200	円 411,000

(注) 1 大木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大木町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している		
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

#### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大木町	福岡県	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1,600千円	1人当たり平均支給額（元年度） 1,646千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大木町）

令和2年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		○
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（2年4月1日現在）

大木町		国	
（支給率）	自己都合 応募認定・定年	（支給率）	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
勤続35年	39.7575月分 47.709月分	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
最高限度額	47.709月分 47.709月分	最高限度額	47.709月分 47.709月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)		定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額 17,602千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		108千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		108千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
筑紫野市	3.00%	1人	3.00%
大木町	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	0%		
手当の種類（手当数）	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	従事した職員	消毒業務等	日額3,000円
行旅死亡人取扱手当	従事した職員	遺体処理等	日額3,000円
火葬従事手当	従事した職員	遺体処理等	1件5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	14,192千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	175千円
支給実績（30年度決算）	12,048千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	142千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	子 10,000円	同じ		13,131千円	298千円
	子以外の扶養家族 6,500円				
	16歳～22歳までの扶養親族1人につき加算 5,000円				
住居手当	借家月額23,000円以下（最高）11,000円	同じ		6,527千円	326千円
	借家月額23,000円超（最高）27,000円				
通勤手当	2km～3km 2,200円	異なる	地域の実情に合わせて通勤距離区分を細分化	3,602千円	63千円
	3km～5km 3,600円				
	5km～7km 5,000円				
	7km～10km 6,500円				
	10km～15km 7,100円				
	15km～20km 10,000円				
	20km～25km 12,900円				
	25km～ 15,800円				
管理職手当	副課長 30,000円	異なる	一律の金額を支給	6,120千円	510千円
	課長・局長 40,000円				
	課長（困難業務）50,000円				

## 5 特別職の報酬等の状況（2年4月1日現在）

区分		給料	月額	等
給料	町長	720,000円 ( 円 )	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副町長	580,000円 ( 円 )	855,000円／ 680,000円／	550,000円 476,000円
報酬	議長	307,000円 ( 円 )	408,000円／	218,000円
	副議長	250,000円 ( 円 )	340,000円／	174,000円
	議員	233,000円 ( 円 )	320,000円／	155,000円
期末手当	町長 副町長	(元年度支給割合) 2.90月分		
	議長 副議長 議員	(元年度支給割合) 2.90月分		
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 給料月額×勤続年数×510/100 給料月額×勤続年数×300/100	(1期の手当額) 14,688,000円 6,960,000円	(支給時期) 1期毎の退職後 1期毎の退職後
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

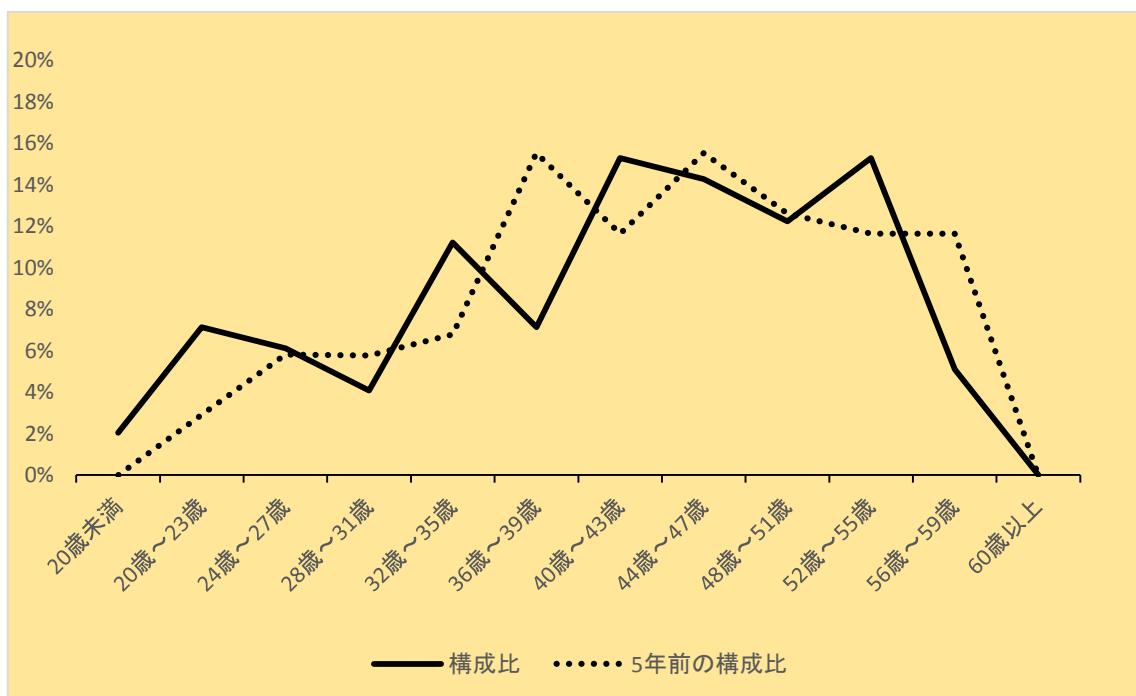
部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部	議 会	1	1	0
		総 務	22	23	1
		税 務	7	7	0
		民 生	27	29	2
		衛 生	8	7	▲ 1
		農 林 水 産	5	5	0
		商 工	4	3	▲ 1
	農林水産部	土 木	7	7	0
		小計	81	82	1
	教育部門				<参考> 人口1万当たり職員数 57.51人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 87.85人)
					給食センター退職不補充のため
	小計	93	92	▲ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 64.53人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 106.84人)
公営企業会計等部門	水 道	3	3	0	
	その 他	3	3	0	
	小計	6	6	0	
合 計		99 [116]	98 [116]	▲ 1 [116]	<参考> 人口1万当たり職員数 68.74人

(各年4月1日現在)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2	7	6	4	11	7	15	14	12	15	5	0	98

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	83	81	79	83	81	82		▲1(▲ 1.2%)
教育	14	13	13	12	12	10		▲4(▲ 28.6%)
普通会計計	97	94	92	95	93	92		▲5(▲ 5.2%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6		0( 0.0%)
総合計	103	100	98	101	99	98		▲5(▲ 4.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 職員の福祉の状況

町では、地方公務員法第42条に定めのある職員の厚生制度について、大木町職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

### 福利厚生事業の概要

給付事業	慶弔金等の給付事業（福岡県市町村福祉協会の事業）
厚生事業	文化・体育事業、リフレッシュ事業、地域活動（環境美化）事業等（大木町職員互助会の事業）

### 公費負担の状況（令和2年度）

会員数	会員掛金総額	公費負担総額 (福祉協会負担金)	公費負担割合
101人	2,020千円	1,374千円	40%